

重 要

- 1 このしおりは、貸与が終了するまで使用するの
で、紛失しないよう保管に注意すること。万一紛失した
ときは、直ちに学校を通じて再交付を願い出ること。
- 2 このしおりには、奨学生に必要な事項が掲載され
ているので、必ず読んで内容を理解し、記入すると
ころは記入して、今後の記録として活用すること。
また、願・届等が必要な場合には、このしおりの
該当事項をよく読み、学校に申し出て相談すること。

—平成27年度版— 奨学生のしおり

- ◆ 奨学金は **貸与** です。
- ◆ 貸与終了後、必ず **返還** しなければなりません。
- ◆ 返還金は、後輩達の奨学金となる **大切な資金** です。
納入期限までに必ず返還しましょう。

奨学生番号	
奨学生氏名	

公益財団法人鹿児島県育英財団

設立趣意書

近代日本のあけぼのを告げた明治より数え、本年はまさに百年めにあたります。

この記念すべき年にあたり、維新回天の事業に主役を演じたわが郷土の先賢たちの偉大な業績をしのぶとともに、その卓越した精神を新しい時代に即応して振り起こし、もって本県の振興を図り、民主日本の発展に寄与しなければなりません。そのためには、人づくり一特に日本の将来を担う青少年の育成を中心とした有意義な事業が必要であります。

このたび、明治百年記念事業の一環として育英財団を設立し、現在県が実施している各種育英事業を総合し、その有機的な運営を図るとともに、国内外留学助成、研究助成等の内容をも拡充強化して才幹豊かな人材を育成し、もって郷土、国家の発展に貢献しようとするものであります。

なお、この財団は、県の出資金により1億円の基金造成を行いますが、また、広く一般の協力も得て、事業の充実強化を図るつもりであります。

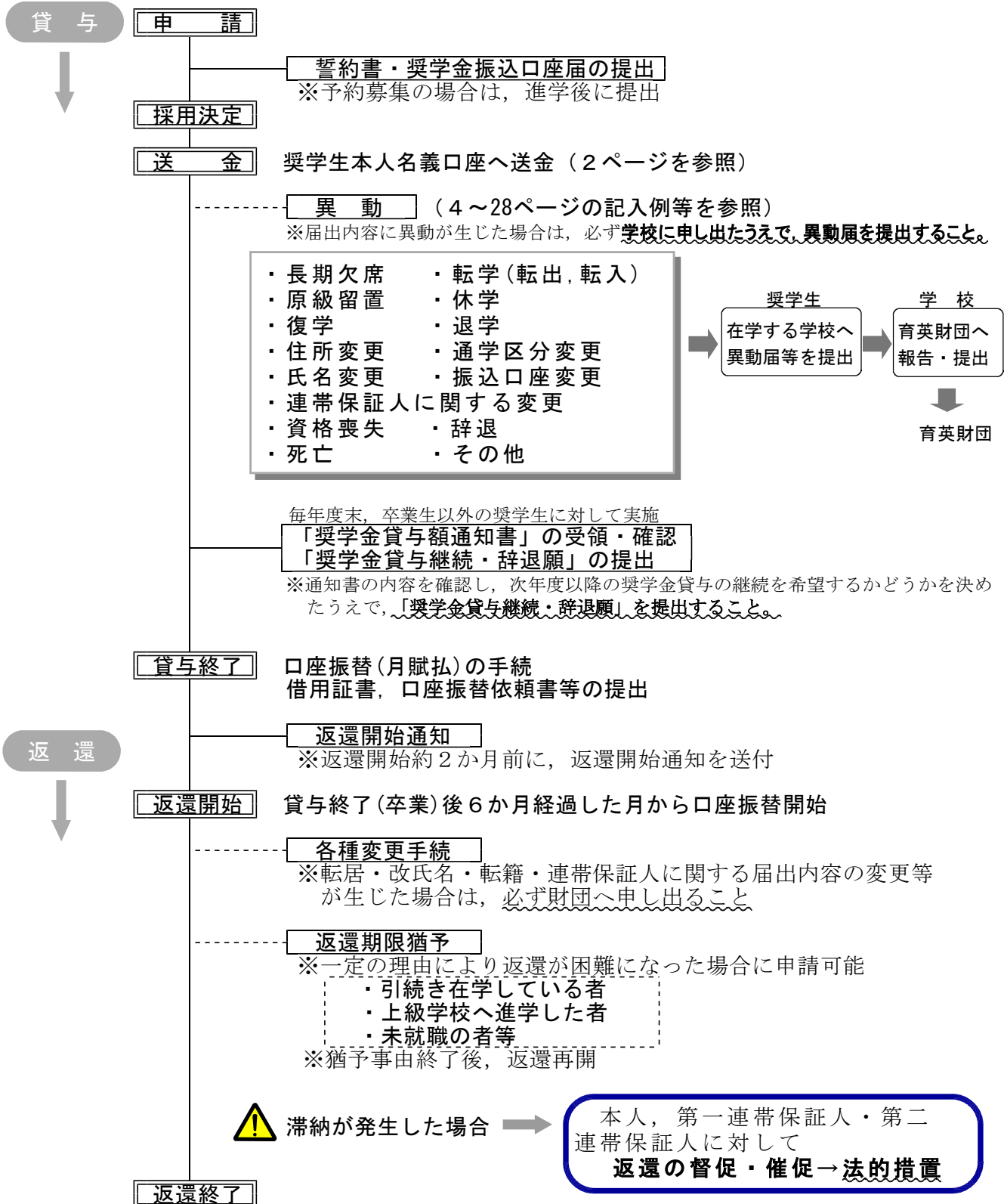
昭和43年5月

も く じ

○ 奨学生の皆さんへ	1
○ 奨学金の貸与	2
○ 奨学金の返還	3
○ 各種手続について	4
・ 異動届（第4号様式）記入例	5
・ 転学奨学金継続願記入例	26
・ 奨学金振込口座届記入例	27
・ 連帯保証人変更届記入例	28
○ 各種様式等	29
・ 異動届（第4号様式）	29
・ 転学奨学金継続願	30
・ 奨学金振込口座届	31
・ 連帯保証人変更届	32
○ 鹿児島県育英財団奨学金貸与規程	33
○ 諸記録等	40
・ 奨学生採用通知（貼付欄）	40
・ 誓約書控（本人記入用）	41
○ 奨学金受領記録	（裏表紙）

奨学生の皆さんへ

あなたは、多くの希望者の中から選ばれて鹿児島県育英財団の奨学生となり、奨学金の貸与を受けることになりました。
 あなたがこの制度にふさわしい教養と良識ある人物となり、社会のため貢献できるよう努力されることを期待しています。
 あなたはこの責任を自覚して、いかなる困難にもくじけず、学業に励み、常に学生・生徒の模範となり、心身共に健康で明るい生活を送るよう心掛けてください。



奨学金の貸与

1 奨学生番号

奨学生番号は、奨学生を正確に特定するためのものであり、奨学金の貸与を受けている間は
もちろん、返還が完了するまでこの奨学生番号を使用することとなる。
提出すべき書類には、氏名だけでなく奨学生番号を必ず記入すること。

2 学校との連絡

奨学金についての諸手続及び問い合わせ等は、全て、在学する学校の長（大学にあっては奨
学金担当課長等）に連絡し、提出すべき書類等は遅れのないようにすること。

3 貸与の期間及び月額

貸与期間は、貸与を決定した月から、あなたが在学する学校の正規の修学期間を終了する月
までとする。

なお、貸与の月額は34ページの奨学金貸与規程第4条第2項を参照のこと。

4 奨学金の交付

奨学金は、奨学生本人名義の口座に振込む方法により、3か月ごとにまとめて交付する。
交付予定日は、次のとおりとする。

該 当 月	予約採用(初年度)	在学採用(初年度)	次年度以降
4月～ 6月分	5月下旬	7月下旬	5月10日
7月～ 9月分	7月10日		7月10日
10月～12月分	10月10日	10月10日	10月10日
1月～ 3月分	1月10日	1月10日	1月10日

※土・日及び祝日の場合は前営業日

5 奨学金貸与中の手続

(1) 「異動届」(第4号様式)の提出

届出内容に変更(住所や氏名変更等)や、下記6に記載した異動等(休学・転学・通学区
分変更・退学・辞退等)が生じた場合は、異動届(第4号様式)により、在学する学校の長
を経て速やかに届け出ること。

(2) 「奨学金貸与額通知書」の確認

年度末に、卒業生以外の奨学生に対して「奨学金貸与額通知書」を配布する。年度末現在
の奨学金貸与済額や卒業までの貸与予定総額、貸与終了後の返還月額・回数等が記載されて
いるので、内容を確認すること。

(3) 「奨学金貸与継続・辞退願」の提出(高等学校等奨学生が対象)

(2)の内容を確認し、保護者や連帯保証人と今後の奨学金貸与の必要性や、卒業後の奨学金
返還方法等について話し合い、次年度からの奨学金貸与を継続するかどうか決めたいうで提
出すること。

6 貸与の休止、取消し又は復活

奨学生は、奨学金貸与の休止、取消しの事由に該当する場合や、奨学金の貸与を復活しよう
とする場合、異動届により、在学する学校の長を経て速やかに届け出なければならない。

(1) 休止

次のいずれかに該当する場合は、奨学金の貸与を休止する。

- ・休学したとき
- ・転学(転出・転入)したとき
- ・3か月以上欠席し若しくは欠席するとき
- ・留年又は留学したとき
- ・通学環境が変わったとき
- ・休止の申し出があったとき
- ・奨学生として適当でない事実が判明したとき

※ 奨学金貸与の休止期間は、貸与を休止すべき事実の発生又は判明した日の翌月(月の
初日から事実の発生したものはその月)から、終了したと確認できた日の属する月まで
とする。

- (2) 取消し
次のいずれかに該当する場合は、奨学金の貸与を取消す。
・33～34ページの奨学金貸与規程第3条に規定する資格を喪失したとき
・退学したとき
・学業成績又は性行が不良となったとき
・卒業の見込みがないとき
・奨学金の貸与を辞退したとき
・その他奨学生として適当でない事実のあったとき
- (3) 復活
奨学金の貸与を休止された者が、その事由に該当しなくなった場合で、希望する場合は奨学金の貸与を復活することができる。

奨学金の返還

1 返還義務

奨学金の貸与終了後は、あなたに返還の義務が生じることとなる。
返還された奨学金は、後輩の奨学金として貸付けるための大切な財源となるので、必ず期日までに返還すること。

2 借用書の提出

奨学金の貸与を終了したときは、借用証書及び奨学金返還明細書を送付するので、必要事項を記入し、連帯保証人と連署の上、学校長を経て提出すること。

3 連帯保証人の責務

連帯保証人は、本人と連帯して弁済の責を負うものである。
したがって、本人が返還をしない場合や、所在不明などの理由で返還できない場合は、本人に代って弁済する責を負うことになる。あらかじめ返還について関係者間で話し合っておく必要がある。
なお、連帯保証人は、独立の生計を営む成年の者であって、いつでも本人と連絡できる者でなければならない。

4 返還開始時期及び方法等

- (1) 奨学金の貸与終了後、6か月を経過した月から返還の義務が生じる。
- (2) 奨学金の返還方法は、口座引落による月賦返還とする。
- (3) 上級学校に進学するなど、返還が困難な場合は、自己申請により返還期限を猶予することができる。
※詳しくは、貸与終了時に配付される「返還のてびき」を参照すること。

各種手続について

次の異動事項が生じた場合は、速やかに担任または奨学金担当の先生に申し出たうえで、在学する学校の長を経て異動届を提出してください。（所定の様式は29～32ページを参照）

区分	異動事項	異動内容	添付書類等
休 止	休学	休学した場合	
	転学（転出）	他校又は同じ学校の他の課程へ転出する場合 ※転入先に貸与を引き継がない場合は、「取消し（辞退）」を届け出る。	転入先に貸与を引き継ぐ場合 転学奨学金継続願 ※(1)
	長期欠席	3か月以上の長期欠席となった場合又はその見込みがある場合	
	原級留置	留年する場合	
	留学	在学する学校と単位の互換性がない学校へ留学する場合	
	停学	停学処分を受けた場合	
	不適格	奨学生として適当でない事実が判明した場合	
復 活	復学	休学していたが、復学する場合	
	転学（転入）	他校又は同じ学校の他の課程から転入し、貸与継続を希望する場合	転学奨学金継続願 ※(1)
	原級留置から進級	原級留置から進級する場合	
	休止の解除	奨学金休止の事由に該当しなくなった場合	
取 消 し	資格喪失	保護者が県外へ転居した場合 貸与期間が満了した場合	
	退学	退学した場合	
	不適格	学業成績又は性行が不良並びに奨学生として適当でない事実があった場合	
	辞退	奨学金の貸与を辞退する場合	
	死亡	奨学生が死亡した場合	
	卒業	財団が規定する標準修業年限前の卒業（通信制、定時制、専攻科等）	
届 出 事 項 の 変 更	通学区分変更	自宅通学から自宅外通学、又は自宅外通学から自宅通学になった場合	
	住所変更	転居したが、通学区分の変更がない場合	
	氏名変更	戸籍上の氏名が変わった場合	奨学金振込口座届
	振込口座変更	奨学金の振込先を変更する場合 氏名変更の場合	奨学金振込口座届
	連帯保証人に関する変更	連帯保証人に関する届出内容を変更する場合	連帯保証人変更届 ※(2)
そ の 他	振込保留	異動（転学・退学・通学区分変更等）が見込まれる場合 書類提出等、必要な手続を行っていない場合等	
	振込保留解除	振込保留の事由が解消した場合	

※(1) 転学奨学金継続願は、転出校→転入校→育英財団の順に提出すること。

※(2) 貸与中の連帯保証人変更については、印鑑登録証明の提出は不要。

送金日が近い場合に、届出が遅れると、振込超過による返納が生じるなど、手続が複雑になるので、特に速やかに届け出てください。

異 動 届

平成**27**年 ×月 ×日

公益財団法人鹿児島県育英財団理事長 殿

下記により、私が貸与を受けている奨学金について
【 休止・復活・取消し・届出事項の変更・その他 () 】 して下さる
 ようお届けします。

↑ 該当する事項を ○ で囲む

記

奨学生番号	2500000	学 年	2 年	奨学生氏名	財団 太郎 財団
異 動 事 項	休 学				
異動年月日	平成 27 年 ○ 月 △ 日				
異動事項の 内容(理由)	病気による入院治療のため 等 (休学期間:平成27年○月△日~28年□月) 通学区分変更の場合 (○で囲む) 自宅・自宅外 (寮・下宿・その他 [])				
奨 学 生	住 所	〒 890-0075 鹿児島市鴨池新町10-1			
	電 話 番 号	099 - 222 - ××××	携 帯 電 話 番 号	090 - 1234 - ××××	
保 護 者	氏 名	財団 育郎 財団	続 柄	父	
	住 所	〒 890-0075 鹿児島市鴨池新町10-1			
	電 話 番 号	099 - 222 - ××××	携 帯 電 話 番 号	090 - 5678 - ××××	
転 学 の 場 合	転入先学校名				
	転入先学校住所	〒			
	転入後の貸与 継続希望の有無	有・無 ↑どちらかに○	希望有りの場合は、この「異動届(休止)」及び「転学奨学金継続願」を転出校へ提出し、転入校へ別途「異動届(復活)」を提出する。希望無しの場合は、この「異動届(取消し)」により辞退を届ける。		

上記のとおり異動がありましたので、報告します。

学 校 名 育英財団高校



学 校 長 名 育英 一郎

- ※ 異動事項は、休学、転学、復学、原級留置、資格喪失、退学、辞退、通学区分変更、氏名変更等を記入してください。
- ※ 氏名変更の場合は、「奨学金振込口座届」の添付が必要です。
- ※ 連帯保証人に関する届出事項の変更がある場合は、「連帯保証人変更届」の添付が必要です。
- ※ 辞退、資格喪失等で返還期限猶予を希望する場合は、別途手続きが必要となります。
- ※ ご記入いただいた情報は、奨学金以外の目的には利用されません。

異 動 届

平成**27**年 ×月 ×日

公益財団法人鹿児島県育英財団理事長 殿

下記により、私が貸与を受けている奨学金について
 【 **休止**・復活・取消し・届出事項の変更・その他 () 】して下さる
 ようお届けします。

↑ 該当する事項を ○ で囲む

記

奨学生番号	2500000	学 年	2 年	奨学生氏名	財団 太郎 財団
異 動 事 項	転 学 (転 出) ※ 奨学生は転学奨学金継続願を添付し転出校へ提出する。				
異動年月日	平成 27 年 ○ 月 △ 日				
異動事項の 内容(理由)	進路変更のため 家庭の事情のため 同じ学校の他の課程へ転出 等 <small>通学区分変更の場合(○で囲む) 自宅・自宅外 (寮・下宿・その他 [])</small>				
奨 学 生	住 所	〒 890-0075 鹿児島市鴨池新町10-1			
	電 話 番 号	099 - 222 - ××××	携 帯 電 話 番 号	090 - 1234 - ××××	
保 護 者	氏 名	財団 育郎 財団	続 柄	父	
	住 所	〒 890-0075 鹿児島市鴨池新町10-1			
	電 話 番 号	099 - 222 - ××××	携 帯 電 話 番 号	090 - 5678 - ××××	
転 学 の 場 合	転入先学校名	○○○立△△高等学校 ☆☆課程			
	転入先学校住所	〒 890-□□□□ △△市○○町 20-2			
	転入後の貸与 継続希望の有無	有 ・無 <small>↑どちらかに○</small>	希望有りの場合は、この「異動届(休止)」及び「転学奨学金継続願」を転出校へ提出し、転入校へ別途「異動届(復活)」を提出する。希望無しの場合は、この「異動届(取消し)」により辞退を届ける。		

上記のとおり異動がありましたので、報告します。

学 校 名 育英財団高校

学 校 長 名 育英 一郎



- ※ 異動事項は、休学、転学、復学、原級留置、資格喪失、退学、辞退、通学区分変更、氏名変更等を記入してください。
- ※ 氏名変更の場合は、「奨学金振込口座届」の添付が必要です。
- ※ 連帯保証人に関する届出事項の変更がある場合は、「連帯保証人変更届」の添付が必要です。
- ※ 辞退、資格喪失等で返還期限猶予を希望する場合は、別途手続きが必要となります。
- ※ ご記入いただいた情報は、奨学金以外の目的には利用されません。

異 動 届

平成**27**年 ×月 ×日

公益財団法人鹿児島県育英財団理事長 殿

下記により、私が貸与を受けている奨学金について
【 休止 復活・取消し・届出事項の変更・その他 () 】 して下さる
 ようお届けします。

↑ 該当する事項を ○ で囲む

記

奨学生番号	2500000	学 年	2 年	奨学生氏名	財団 太郎 財団
異 動 事 項	長期欠席				
異動年月日	平成 27 年 ○ 月 △ 日				
異動事項の 内容(理由)	<input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 日から 3か月以上 にわたる長期欠席のため(または見込まれるため) 通学区分変更の場合(○で囲む) 自宅・自宅外 (寮・下宿・その他 [])				
奨 学 生	住 所	〒 890-0075 鹿児島市鴨池新町10-1			
	電 話 番 号	099 - 222 - ××××	携 帯 電 話 番 号	090 - 1234 - ××××	
保 護 者	氏 名	財団 育郎 財団	続 柄	父	
	住 所	〒 890-0075 鹿児島市鴨池新町10-1			
	電 話 番 号	099 - 222 - ××××	携 帯 電 話 番 号	090 - 5678 - ××××	
転 学 の 場 合	転入先学校名				
	転入先学校住所	〒			
	転入後の貸与 継続希望の有無	有・無 ↑どちらかに○	希望有りの場合は、この「異動届(休止)」及び「転学奨学金継続願」を転出校へ提出し、転入校へ別途「異動届(復活)」を提出する。希望無しの場合は、この「異動届(取消し)」により辞退を届ける。		

上記のとおり異動がありましたので、報告します。

学 校 名 育英財団高校

学 校 長 名 育英 一郎

印

- ※ 異動事項は、休学、転学、復学、原級留置、資格喪失、退学、辞退、通学区分変更、氏名変更等を記入してください。
- ※ 氏名変更の場合は、「奨学金振込口座届」の添付が必要です。
- ※ 連帯保証人に関する届出事項の変更がある場合は、「連帯保証人変更届」の添付が必要です。
- ※ 辞退、資格喪失等で返還期限猶予を希望する場合は、別途手続きが必要となります。
- ※ ご記入いただいた情報は、奨学金以外の目的には利用されません。

異 動 届

平成**27**年 ×月 ×日

公益財団法人鹿児島県育英財団理事長 殿

下記により、私が貸与を受けている奨学金について
【 休止・復活・取消し・届出事項の変更・その他 () 】 して下さる
 ようお届けします。

↑ 該当する事項を ○ で囲む

記

奨学生番号	2500000	学 年	1 年	奨学生氏名	財団 太郎 財団
異 動 事 項	原級留置				
異動年月日	平成 27 年 ○ 月 △ 日				
異動事項の 内容(理由)	必要な単位を修得できなかったため 等				
	通学区分変更の場合 (○で囲む)	自宅・自宅外 (寮・下宿・その他 [])			
奨 学 生	住 所	〒 890-0075 鹿児島市鴨池新町10-1			
	電 話 番 号	099 - 222 - ××××	携 帯 電 話 番 号	090 - 1234 - ××××	
保 護 者	氏 名	財団 育郎 財団	続 柄	父	
	住 所	〒 890-0075 鹿児島市鴨池新町10-1			
	電 話 番 号	099 - 222 - ××××	携 帯 電 話 番 号	090 - 5678 - ××××	
転 学 の 場 合	転入先学校名				
	転入先学校住所	〒			
	転入後の貸与 継続希望の有無	有・無 ↑どちらかに○	希望有りの場合は、この「異動届(休止)」及び「転学奨学金継続願」を転出校へ提出し、転入校へ別途「異動届(復活)」を提出する。希望無しの場合は、この「異動届(取消し)」により辞退を届ける。		

上記のとおり異動がありましたので、報告します。

学 校 名 育英財団高校

学 校 長 名 育英 一郎



- ※ 異動事項は、休学、転学、復学、原級留置、資格喪失、退学、辞退、通学区分変更、氏名変更等を記入してください。
- ※ 氏名変更の場合は、「奨学金振込口座届」の添付が必要です。
- ※ 連帯保証人に関する届出事項の変更がある場合は、「連帯保証人変更届」の添付が必要です。
- ※ 辞退、資格喪失等で返還期限猶予を希望する場合は、別途手続きが必要となります。
- ※ ご記入いただいた情報は、奨学金以外の目的には利用されません。

異 動 届

平成**27**年 ×月 ×日

公益財団法人鹿児島県育英財団理事長 殿

下記により、私が貸与を受けている奨学金について
 【 **休止**・復活・取消し・届出事項の変更・その他() 】して下さる
 ようお届けします。

↑ 該当する事項を ○ で囲む

記

奨学生番号	2500000	学 年	2 年	奨学生氏名	財団 太郎 財団
異 動 事 項	留 学				
異動年月日	平成 27 年 ○ 月 △ 日				
異動事項の 内容(理由)	単位の互換性がない学校へ留学するため 等 (留学期間:平成 27 年○月△日~ 28 年□月) 通学区分変更の場合 (○で囲む) 自宅・自宅外 (寮・下宿・その他 [])				
奨 学 生	住 所	〒 890-0075 鹿児島市鴨池新町10-1 ※留学先の住所がわかっている場合は その住所を記入。			
	電 話 番 号	099 - 222 - ××××	携 帯 電 話 番 号	090 - 1234 - ××××	
保 護 者	氏 名	財団 育郎 財団		続 柄	父
	住 所	〒 890-0075 鹿児島市鴨池新町10-1			
	電 話 番 号	099 - 222 - ××××	携 帯 電 話 番 号	090 - 5678 - ××××	
転 学 の 場 合	転入先学校名				
	転入先学校住所	〒			
	転入後の貸与 継続希望の有無	有・無 ↑どちらかに○	希望有りの場合は、この「異動届(休止)」及び「転学奨学金継続願」を転出校へ提出し、転入校へ別途「異動届(復活)」を提出する。希望無しの場合は、この「異動届(取消し)」により辞退を届ける。		

上記のとおり異動がありましたので、報告します。

学 校 名 育英財団高校

学 校 長 名 育英 一郎



- ※ 異動事項は、休学、転学、復学、原級留置、資格喪失、退学、辞退、通学区分変更、氏名変更等を記入してください。
- ※ 氏名変更の場合は、「奨学金振込口座届」の添付が必要です。
- ※ 連帯保証人に関する届出事項の変更がある場合は、「連帯保証人変更届」の添付が必要です。
- ※ 辞退、資格喪失等で返還期限猶予を希望する場合は、別途手続きが必要となります。
- ※ ご記入いただいた情報は、奨学金以外の目的には利用されません。

異 動 届

平成**27**年 ×月 ×日

公益財団法人鹿児島県育英財団理事長 殿

下記により、私が貸与を受けている奨学金について
【 休止・復活・取消し・届出事項の変更・その他 () 】 して下さる
 ようお届けします。

↑ 該当する事項を ○ で囲む

記

奨学生番号	2500000	学 年	2 年	奨学生氏名	財団 太郎 財団
異 動 事 項	停 学				
異動年月日	平成 27 年 ○ 月 △ 日				
異動事項の 内容(理由)	停学の処分を受けたため 等 (停学期間:平成27年○月△日~27年□月○日) 通学区分変更の場合 (○で囲む) 自宅・自宅外 (寮・下宿・その他 [])				
奨 学 生	住 所	〒 890-0075 鹿児島市鴨池新町10-1			
	電 話 番 号	099 - 222 - ××××	携 帯 電 話 番 号	090 - 1234 - ××××	
保 護 者	氏 名	財団 育郎 財団	続 柄	父	
	住 所	〒 890-0075 鹿児島市鴨池新町10-1			
	電 話 番 号	099 - 222 - ××××	携 帯 電 話 番 号	090 - 5678 - ××××	
転 学 の 場 合	転入先学校名				
	転入先学校住所	〒			
	転入後の貸与 継続希望の有無	有・無 ↑どちらかに○	希望有りの場合は、この「異動届(休止)」及び「転学奨学金継続願」を転出校へ提出し、転入校へ別途「異動届(復活)」を提出する。希望無しの場合は、この「異動届(取消し)」により辞退を届ける。		

上記のとおり異動がありましたので、報告します。

学 校 名 育英財団高校

学 校 長 名 育英 一郎



- ※ 異動事項は、休学、転学、復学、原級留置、資格喪失、退学、辞退、通学区分変更、氏名変更等を記入してください。
- ※ 氏名変更の場合は、「奨学金振込口座届」の添付が必要です。
- ※ 連帯保証人に関する届出事項の変更がある場合は、「連帯保証人変更届」の添付が必要です。
- ※ 辞退、資格喪失等で返還期限猶予を希望する場合は、別途手続きが必要となります。
- ※ ご記入いただいた情報は、奨学金以外の目的には利用されません。

異 動 届

平成**27**年 ×月 ×日

公益財団法人鹿児島県育英財団理事長 殿

下記により、私が貸与を受けている奨学金について
【 休止 復活 取消し・届出事項の変更・その他 () 】 して下さる
 ようお届けします。

↑ 該当する事項を ○ で囲む

記

奨学生番号	2500000	学 年	2 年	奨学生氏名	財団 太郎 財団
異 動 事 項	復 学				
異動年月日	平成 27 年 ○ 月 △ 日				
異動事項の 内容(理由)	病気療養による入院のため休学していたが、退院し通学可能となったため 等 通学区分変更の場合 (○で囲む) 自宅・自宅外 (寮・下宿・その他 [])				
奨 学 生	住 所	〒 890-0075 鹿児島市鴨池新町10-1			
	電 話 番 号	099 - 222 - ××××	携 帯 電 話 番 号	090 - 1234 - ××××	
保 護 者	氏 名	財団 育郎 財団	続 柄	父	
	住 所	〒 890-0075 鹿児島市鴨池新町10-1			
	電 話 番 号	099 - 222 - ××××	携 帯 電 話 番 号	090 - 5678 - ××××	
転 学 の 場 合	転入先学校名				
	転入先学校住所	〒			
	転入後の貸与 継続希望の有無	有 ・ 無 ↑どちらかに○	希望有りの場合は、この「異動届(休止)」及び「転学奨学金継続願」を転出校へ提出し、転入校へ別途「異動届(復活)」を提出する。希望無しの場合は、この「異動届(取消し)」により辞退を届ける。		

上記のとおり異動がありましたので、報告します。

学 校 名 育英財団高校

学 校 長 名 育英 一郎



- ※ 異動事項は、休学、転学、復学、原級留置、資格喪失、退学、辞退、通学区分変更、氏名変更等を記入してください。
- ※ 氏名変更の場合は、「奨学金振込口座届」の添付が必要です。
- ※ 連帯保証人に関する届出事項の変更がある場合は、「連帯保証人変更届」の添付が必要です。
- ※ 辞退、資格喪失等で返還期限猶予を希望する場合は、別途手続きが必要となります。
- ※ ご記入いただいた情報は、奨学金以外の目的には利用されません。

異 動 届

平成**27**年 ×月 ×日

公益財団法人鹿児島県育英財団理事長 殿

下記により、私が貸与を受けている奨学金について
【 休止・復活 取消し・届出事項の変更・その他 () 】 して下さる
 ようお届けします。

↑ 該当する事項を ○ で囲む

記

奨学生番号	2500000	学 年	2 年	奨学生氏名	財団 太郎 財団
異 動 事 項	転 学 (転 入)		※ 転入校は、転出校から送付された転学奨学金継続願を添付し財団へ提出する。		
異動年月日	平成 27 年 ○ 月 △ 日				
異動事項の 内容(理由)	転入後(または課程変更後)も引き続き奨学金貸与を希望するため 等				
	通学区分変更の場合 (○で囲む)	自宅・自宅外 (寮・下宿・その他 [])			
奨 学 生	住 所	〒 890-0075 鹿児島市鴨池新町10-1			
	電 話 番 号	099 - 222 - ××××	携 帯 電 話 番 号	090 - 1234 - ××××	
保 護 者	氏 名	財団 育郎 財団	続 柄	父	
	住 所	〒 890-0075 鹿児島市鴨池新町10-1			
	電 話 番 号	099 - 222 - ××××	携 帯 電 話 番 号	090 - 5678 - ××××	
転 学 の 場 合	転入先学校名	○○○立△△高等学校 ☆☆課程			
	転入先学校住所	〒890-□□□□ △△市○○町20-2			
	転入後の貸与 継続希望の有無	有 ・ 無 ↑どちらかに○	希望有りの場合は、この「異動届(休止)」及び「転学奨学金継続願」を転出校へ提出し、転入校へ別途「異動届(復活)」を提出する。希望無しの場合は、この「異動届(取消し)」により辞退を届ける。		

上記のとおり異動がありましたので、報告します。

学 校 名 公益財団高校

学 校 長 名 公益 次郎

- ※ 異動事項は、休学、転学、復学、原級留置、資格喪失、退学、辞退、通学区分変更、氏名変更等を記入してください。
- ※ 氏名変更の場合は、「奨学金振込口座届」の添付が必要です。
- ※ 連帯保証人に関する届出事項の変更がある場合は、「連帯保証人変更届」の添付が必要です。
- ※ 辞退、資格喪失等で返還期限猶予を希望する場合は、別途手続きが必要となります。
- ※ ご記入いただいた情報は、奨学金以外の目的には利用されません。

異 動 届

平成**27**年 ×月 ×日

公益財団法人鹿児島県育英財団理事長 殿

下記により、私が貸与を受けている奨学金について
【 休止 復活 取消し・届出事項の変更・その他 () 】 して下さる
 ようお届けします。

↑ 該当する事項を ○ で囲む

記

奨学生番号	2500000	学 年	2 年	奨学生氏名	財団 太郎 財団
異 動 事 項	原級留置から進級				
異動年月日	平成 27 年 ○ 月 △ 日				
異動事項の 内容(理由)	必要な単位を修得できたため 等				
	通学区分変更の場合 (○で囲む)	自宅・自宅外 (寮・下宿・その他 [])			
奨 学 生	住 所	〒 890-0075 鹿児島市鴨池新町10-1			
	電 話 番 号	099 - 222 - ××××	携 帯 電 話 番 号	090 - 1234 - ××××	
保 護 者	氏 名	財団 育郎 財団	続 柄	父	
	住 所	〒 890-0075 鹿児島市鴨池新町10-1			
	電 話 番 号	099 - 222 - ××××	携 帯 電 話 番 号	090 - 5678 - ××××	
転 学 の 場 合	転入先学校名				
	転入先学校住所	〒			
	転入後の貸与 継続希望の有無	有 ・ 無 ↑どちらかに○	希望有りの場合は、この「異動届(休止)」及び「転学奨学金継続願」を転出校へ提出し、転入校へ別途「異動届(復活)」を提出する。希望無しの場合は、この「異動届(取消し)」により辞退を届ける。		

上記のとおり異動がありましたので、報告します。

学 校 名 育英財団高校

学 校 長 名 育英 一郎

- ※ 異動事項は、休学、転学、復学、原級留置、資格喪失、退学、辞退、通学区分変更、氏名変更等を記入してください。
- ※ 氏名変更の場合は、「奨学金振込口座届」の添付が必要です。
- ※ 連帯保証人に関する届出事項の変更がある場合は、「連帯保証人変更届」の添付が必要です。
- ※ 辞退、資格喪失等で返還期限猶予を希望する場合は、別途手続きが必要となります。
- ※ ご記入いただいた情報は、奨学金以外の目的には利用されません。

異 動 届

平成**27**年 ×月 ×日

公益財団法人鹿児島県育英財団理事長 殿

下記により、私が貸与を受けている奨学金について
【 休止 復活 取消し・届出事項の変更・その他 () 】 して下さる
 ようお届けします。

↑ 該当する事項を ○ で囲む

記

奨学生番号	2500000	学 年	2 年	奨学生氏名	財団 太郎 財団
異 動 事 項	貸与休止の解除				
異動年月日	平成 27 年 ○ 月 △ 日				
異動事項の	長期欠席の解消 停学処分期間終了 等				
内容(理由)	通学区分変更の場合 (○で囲む)	自宅・自宅外 (寮・下宿・その他 [])			
奨 学 生	住 所	〒 890-0075 鹿児島市鴨池新町10-1			
	電 話 番 号	099 - 222 - ××××	携 帯 電 話 番 号	090 - 1234 - ××××	
保 護 者	氏 名	財団 育郎 財団	続 柄	父	
	住 所	〒 890-0075 鹿児島市鴨池新町10-1			
	電 話 番 号	099 - 222 - ××××	携 帯 電 話 番 号	090 - 5678 - ××××	
転 学 の 場 合	転入先学校名				
	転入先学校住所	〒			
	転入後の貸与 継続希望の有無	有・無 ↑どちらかに○	希望有りの場合は、この「異動届(休止)」及び「転学奨学金継続願」を転出校へ提出し、転入校へ別途「異動届(復活)」を提出する。希望無しの場合は、この「異動届(取消し)」により辞退を届ける。		

上記のとおり異動がありましたので、報告します。

学 校 名 育英財団高校

学 校 長 名 育英 一郎

- ※ 異動事項は、休学、転学、復学、原級留置、資格喪失、退学、辞退、通学区分変更、氏名変更等を記入してください。
- ※ 氏名変更の場合は、「奨学金振込口座届」の添付が必要です。
- ※ 連帯保証人に関する届出事項の変更がある場合は、「連帯保証人変更届」の添付が必要です。
- ※ 辞退、資格喪失等で返還期限猶予を希望する場合は、別途手続きが必要となります。
- ※ ご記入いただいた情報は、奨学金以外の目的には利用されません。

異 動 届

平成**27**年 ×月 ×日

公益財団法人鹿児島県育英財団理事長 殿

下記により、私が貸与を受けている奨学金について
【 休止・復活 取消し・届出事項の変更・その他 () としてくださる
 ようお届けします。

↑ 該当する事項を ○ で囲む

記

奨学生番号	2500000	学 年	2 年	奨学生氏名	財団 太郎 財団
異 動 事 項	資格喪失 ※ 両親が鹿児島県外へ転居し、本人が学生寮等に残る場合も該当。				
異動年月日	平成 27 年 ○ 月 △ 日				
異動事項の 内容(理由)	転勤に伴い、両親が県外へ転居することになったため 等				
	通学区分変更の場合 (○で囲む)	自宅・自宅外 (寮・下宿・その他 [])			
奨 学 生	住 所	〒 890-0075 鹿児島市鴨池新町10-1			
	電 話 番 号	099 - 222 - ××××	携 帯 電 話 番 号	090 - 1234 - ××××	
保 護 者	氏 名	財団 育郎 財団	続 柄	父	
	住 所	〒 880-8501 宮崎県宮崎市橋通東2丁目10-1			
	電 話 番 号	△△△ - 333 - ××××	携 帯 電 話 番 号	090 - 5678 - ××××	
転 学 の 場 合	転入先学校名				
	転入先学校住所	〒			
	転入後の貸与 継続希望の有無	有・無 ↑どちらかに○	希望有りの場合は、この「異動届(休止)」及び「転学奨学金継続願」を転出校へ提出し、転入校へ別途「異動届(復活)」を提出する。希望無しの場合は、この「異動届(取消し)」により辞退を届ける。		

上記のとおり異動がありましたので、報告します。

学 校 名 育英財団高校

学 校 長 名 育英 一郎

- ※ 異動事項は、休学、転学、復学、原級留置、資格喪失、退学、辞退、通学区分変更、氏名変更等を記入してください。
- ※ 氏名変更の場合は、「奨学金振込口座届」の添付が必要です。
- ※ 連帯保証人に関する届出事項の変更がある場合は、「連帯保証人変更届」の添付が必要です。
- ※ 辞退、資格喪失等で返還期限猶予を希望する場合は、別途手続きが必要となります。
- ※ ご記入いただいた情報は、奨学金以外の目的には利用されません。

異 動 届

平成**27**年 ×月 ×日

公益財団法人鹿児島県育英財団理事長 殿

下記により、私が貸与を受けている奨学金について
【 休止・復活・取消し・届出事項の変更・その他 () 】して下さる
 ようお届けします。

↑ 該当する事項を ○ で囲む

記

奨学生番号	2500000	学 年	2 年	奨学生氏名	財団 太郎 財団
異 動 事 項	退 学				
異動年月日	平成 27 年 ○ 月 △ 日				
異動事項の 内容(理由)	進路変更のため 家庭の事情のため 等				
	通学区分変更の場合 (○で囲む)	自宅・自宅外 (寮・下宿・その他 [])			
奨 学 生	住 所	〒 890-0075 鹿児島市鴨池新町10-1			
	電 話 番 号	099 - 222 - ××××	携 帯 電 話 番 号	090 - 1234 - ××××	
保 護 者	氏 名	財団 育郎 財団	続 柄	父	
	住 所	〒 890-0075 鹿児島市鴨池新町10-1			
	電 話 番 号	099 - 222 - ××××	携 帯 電 話 番 号	090 - 5678 - ××××	
転 学 の 場 合	転入先学校名				
	転入先学校住所	〒			
	転入後の貸与 継続希望の有無	有 ・ 無 ↑どちらかに○	希望有りの場合は、この「異動届(休止)」及び「転学奨学金継続願」を転出校へ提出し、転入校へ別途「異動届(復活)」を提出する。希望無しの場合は、この「異動届(取消し)」により辞退を届ける。		

上記のとおり異動がありましたので、報告します。

学 校 名 育英財団高校

学 校 長 名 育英 一郎

- ※ 異動事項は、休学、転学、復学、原級留置、資格喪失、退学、辞退、通学区分変更、氏名変更等を記入してください。
- ※ 氏名変更の場合は、「奨学金振込口座届」の添付が必要です。
- ※ 連帯保証人に関する届出事項の変更がある場合は、「連帯保証人変更届」の添付が必要です。
- ※ 辞退、資格喪失等で返還期限猶予を希望する場合は、別途手続きが必要となります。
- ※ ご記入いただいた情報は、奨学金以外の目的には利用されません。

異 動 届

平成**27**年 ×月 ×日

公益財団法人鹿児島県育英財団理事長 殿

下記により、私が貸与を受けている奨学金について
【 休止・復活・取消し・届出事項の変更・その他 () 】 して下さる
 ようお届けします。

↑ 該当する事項を ○ で囲む

記

奨学生番号	2500000	学 年	2 年	奨学生氏名	財団 太郎 財団
異 動 事 項	辞 退				
異動年月日	平成 27 年 ○ 月 △ 日				
異動事項の 内容(理由)	家計状況が好転したため 転学に伴い奨学金を辞退するため 等				
	通学区分変更の場合 (○で囲む)	自宅・自宅外 (寮・下宿・その他 [])			
奨 学 生	住 所	〒 890-0075 鹿児島市鴨池新町10-1			
	電 話 番 号	099 - 222 - ××××	携 帯 電 話 番 号	090 - 1234 - ××××	
保 護 者	氏 名	財団 育郎 財団	続 柄	父	
	住 所	〒 890-0075 鹿児島市鴨池新町10-1			
	電 話 番 号	099 - 222 - ××××	携 帯 電 話 番 号	090 - 5678 - ××××	
転 学 の 場 合	転入先学校名	○○○立△△高等学校 ☆☆課程			
	転入先学校住所	〒 890-□□□□ △△市○○町 20-2			
	転入後の貸与 継続希望の有無	有・ 無 ↑どちらかに○	希望有りの場合は、この「異動届(休止)」及び「転学奨学金継続願」を転出校へ提出し、転入校へ別途「異動届(復活)」を提出する。希望無しの場合は、この「異動届(取消し)」により辞退を届ける。		

上記のとおり異動がありましたので、報告します。

学 校 名 育英財団高校

学 校 長 名 育英 一郎

- ※ 異動事項は、休学、転学、復学、原級留置、資格喪失、退学、辞退、通学区分変更、氏名変更等を記入してください。
- ※ 氏名変更の場合は、「奨学金振込口座届」の添付が必要です。
- ※ 連帯保証人に関する届出事項の変更がある場合は、「連帯保証人変更届」の添付が必要です。
- ※ 辞退、資格喪失等で返還期限猶予を希望する場合は、別途手続きが必要となります。
- ※ ご記入いただいた情報は、奨学金以外の目的には利用されません。

異 動 届

平成**27**年 ×月 ×日

公益財団法人鹿児島県育英財団理事長 殿

下記により、私が貸与を受けている奨学金について
【 休止・復活・取消し・届出事項の変更・その他 () 】して下さる
 ようお届けします。

↑ 該当する事項を ○ で囲む

記

奨学生番号	2500000	学 年	2 年	奨学生氏名	財団 太郎 財団
異 動 事 項	卒 業 ※ 修業年限終了前に卒業する場合にのみ提出する。(単位制・通信制高校, 専攻科等)				
異動年月日	平成 27 年 ○ 月 △ 日				
異動事項の 内容(理由)	修業年限終了前に卒業することになったため 等				
	通学区分変更の場合 (○で囲む)	自宅・自宅外 (寮・下宿・その他 [])			
奨 学 生	住 所	〒 890-0075 鹿児島市鴨池新町10-1			
	電 話 番 号	099 - 222 - ××××	携 帯 電 話 番 号	090 - 1234 - ××××	
保 護 者	氏 名	財団 育郎 財団	続 柄	父	
	住 所	〒 890-0075 鹿児島市鴨池新町10-1			
	電 話 番 号	099 - 222 - ××××	携 帯 電 話 番 号	090 - 5678 - ××××	
転 学 の 場 合	転入先学校名				
	転入先学校住所	〒			
	転入後の貸与 継続希望の有無	有・無 ↑どちらかに○	希望有りの場合は、この「異動届(休止)」及び「転学奨学金継続願」を転出校へ提出し、転入校へ別途「異動届(復活)」を提出する。希望無しの場合は、この「異動届(取消し)」により辞退を届ける。		

上記のとおり異動がありましたので、報告します。

学 校 名 育英財団高校

学 校 長 名 育英 一郎

- ※ 異動事項は、休学、転学、復学、原級留置、資格喪失、退学、辞退、通学区分変更、氏名変更等を記入してください。
- ※ 氏名変更の場合は、「奨学金振込口座届」の添付が必要です。
- ※ 連帯保証人に関する届出事項の変更がある場合は、「連帯保証人変更届」の添付が必要です。
- ※ 辞退、資格喪失等で返還期限猶予を希望する場合は、別途手続きが必要となります。
- ※ ご記入いただいた情報は、奨学金以外の目的には利用されません。

異 動 届

平成**27**年 ×月 ×日

公益財団法人鹿児島県育英財団理事長 殿

下記により、私が貸与を受けている奨学金について
【 休止・復活・取消し・届出事項の変更 その他 () 】 して下さる
 ようお届けします。

↑ 該当する事項を ○ で囲む

記

奨学生番号	2500000	学 年	2 年	奨学生氏名	財団 太郎 財団
異 動 事 項	通学区分変更				
異動年月日	平成 27 年 ○ 月 △ 日				
異動事項の 内容(理由)	退寮し、自宅に転居したため 等				
	通学区分変更の場合 (○で囲む)	自宅・自宅外 (寮・下宿・その他 [])			
奨 学 生	住 所	〒 890-0075 鹿児島市鴨池新町10-1			
	電 話 番 号	099 - 222 - ××××	携 帯 電 話 番 号	090 - 1234 - ××××	
保 護 者	氏 名	財団 育郎 財団	続 柄	父	
	住 所	〒 890-0075 鹿児島市鴨池新町10-1			
	電 話 番 号	099 - 222 - ××××	携 帯 電 話 番 号	090 - 5678 - ××××	
転 学 の 場 合	転入先学校名				
	転入先学校住所	〒			
	転入後の貸与 継続希望の有無	有 ・ 無 ↑どちらかに○	希望有りの場合は、この「異動届(休止)」及び「転学奨学金継続願」を転出校へ提出し、転入校へ別途「異動届(復活)」を提出する。希望無しの場合は、この「異動届(取消し)」により辞退を届ける。		

上記のとおり異動がありましたので、報告します。

学 校 名 育英財団高校

学 校 長 名 育英 一郎

- ※ 異動事項は、休学、転学、復学、原級留置、資格喪失、退学、辞退、通学区分変更、氏名変更等を記入してください。
- ※ 氏名変更の場合は、「奨学金振込口座届」の添付が必要です。
- ※ 連帯保証人に関する届出事項の変更がある場合は、「連帯保証人変更届」の添付が必要です。
- ※ 辞退、資格喪失等で返還期限猶予を希望する場合は、別途手続きが必要となります。
- ※ ご記入いただいた情報は、奨学金以外の目的には利用されません。

異 動 届

平成**27**年 ×月 ×日

公益財団法人鹿児島県育英財団理事長 殿

下記により、私が貸与を受けている奨学金について
【 休止・復活・取消し・届出事項の変更 その他 () 】 して下さる
 ようお届けします。

↑ 該当する事項を ○ で囲む

記

奨学生番号	2500000	学 年	2 年	奨学生氏名	財団 太郎	財団
異 動 事 項	住所変更					
異動年月日	平成 27 年 ○ 月 △ 日					
異動事項の 内容(理由)	転居したため 等		※ 保護者が県内に居住する場合に限る。			
	通学区分変更の場合 (○で囲む)	自宅・自宅外 (寮・下宿・その他 [])				
奨 学 生	住 所	〒 891-0105 鹿児島市中山町1234				
	電 話 番 号	099 - 223 - ××××	携 帯 電 話 番 号	090 - 1234 - ××××		
保 護 者	氏 名	財団 育郎		財団	続 柄	父
	住 所	〒 891-0105 鹿児島市中山町1234				
	電 話 番 号	099 - 223 - ××××	携 帯 電 話 番 号	090 - 5678 - ××××		
転 学 の 場 合	転入先学校名					
	転入先学校住所	〒				
	転入後の貸与 継続希望の有無	有 ・ 無 ↑どちらかに○	希望有りの場合は、この「異動届(休止)」及び「転学奨学金継続願」を転出校へ提出し、転入校へ別途「異動届(復活)」を提出する。希望無しの場合は、この「異動届(取消し)」により辞退を届ける。			

上記のとおり異動がありましたので、報告します。

学 校 名 育英財団高校

学 校 長 名 育英 一郎

- ※ 異動事項は、休学、転学、復学、原級留置、資格喪失、退学、辞退、通学区分変更、氏名変更等を記入してください。
- ※ 氏名変更の場合は、「奨学金振込口座届」の添付が必要です。
- ※ 連帯保証人に関する届出事項の変更がある場合は、「連帯保証人変更届」の添付が必要です。
- ※ 辞退、資格喪失等で返還期限猶予を希望する場合は、別途手続きが必要となります。
- ※ ご記入いただいた情報は、奨学金以外の目的には利用されません。

異 動 届

平成**27**年 ×月 ×日

公益財団法人鹿児島県育英財団理事長 殿

下記により、私が貸与を受けている奨学金について
【 休止・復活・取消し・届出事項の変更 その他 () 】 して下さる
 ようお届けします。

↑ 該当する事項を ○ で囲む

記

奨学生番号	2500000	学 年	2 年	奨学生氏名	桜島 太郎(旧姓:財団) 桜島	
異 動 事 項	住所変更, 氏名変更, 振込口座変更 ※ 氏名変更の場合、奨学金振込口座届の提出が必要。					
異動年月日	平成 27 年 ○ 月 △ 日					
異動事項の 内容(理由)	両親が離婚し、住所と性が変わったため 等					
	通学区分変更の場合(○で囲む)	自宅・自宅外 (寮・下宿・その他 [])				
奨 学 生	住 所	〒 890-0036 鹿児島市田上台2-111-1				
	電 話 番 号	099 - 224 - ××××	携 帯 電 話 番 号	090 - 1234 - ××××		
保 護 者	氏 名	桜島 美子	桜島	続 柄	母	
	住 所	〒 890-0036 鹿児島市田上台2-111-1				
	電 話 番 号	099 - 224 - ××××	携 帯 電 話 番 号	090 - 4321 - ××××		
転 学 の 場 合	転入先学校名					
	転入先学校住所	〒				
	転入後の貸与 継続希望の有無	有・無 ↑どちらかに○	希望有りの場合は、この「異動届(休止)」及び「転学奨学金継続願」を転出校へ提出し、転入校へ別途「異動届(復活)」を提出する。希望無しの場合は、この「異動届(取消し)」により辞退を届ける。			

上記のとおり異動がありましたので、報告します。

学 校 名 育英財団高校

学 校 長 名 育英 一郎

- ※ 異動事項は、休学、転学、復学、原級留置、資格喪失、退学、辞退、通学区分変更、氏名変更等を記入してください。
- ※ 氏名変更の場合は、「奨学金振込口座届」の添付が必要です。
- ※ 連帯保証人に関する届出事項の変更がある場合は、「連帯保証人変更届」の添付が必要です。
- ※ 辞退、資格喪失等で返還期限猶予を希望する場合は、別途手続きが必要となります。
- ※ ご記入いただいた情報は、奨学金以外の目的には利用されません。

異 動 届

平成**27**年 ×月 ×日

公益財団法人鹿児島県育英財団理事長 殿

下記により、私が貸与を受けている奨学金について
【 休止・復活・取消し・届出事項の変更 その他 () 】 して下さる
 ようお届けします。

↑ 該当する事項を ○ で囲む

記

奨学生番号	2500000	学 年	2 年	奨学生氏名	財団 太郎	財団
異 動 事 項	連帯保証人に関する変更 ※ 連帯保証人変更届を添付し提出する。					
異動年月日	平成 27 年 ○ 月 △ 日					
異動事項の 内容(理由)	第一連帯保証人死亡のため、新第一連帯保証人へ変更 等					
	通学区分変更の場合 (○で囲む)	自宅・自宅外 (寮・下宿・その他 [])				
奨 学 生	住 所	〒 890-0075 鹿児島市鴨池新町10-1				
	電 話 番 号	099 - 222 - ××××	携 帯 電 話 番 号	090 - 1234 - ××××		
保 護 者	氏 名	財団 美子	財団	続 柄	母	
	住 所	〒 890-0075 鹿児島市鴨池新町10-1				
	電 話 番 号	099 - 222 - ××××	携 帯 電 話 番 号	090 - 4321 - ××××		
転 学 の 場 合	転入先学校名					
	転入先学校住所	〒				
	転入後の貸与 継続希望の有無	有 ・ 無 ↑どちらかに○	希望有りの場合は、この「異動届(休止)」及び「転学奨学金継続願」を転出校へ提出し、転入校へ別途「異動届(復活)」を提出する。希望無しの場合は、この「異動届(取消し)」により辞退を届ける。			

上記のとおり異動がありましたので、報告します。

学 校 名 育英財団高校

学 校 長 名 育英 一郎

- ※ 異動事項は、休学、転学、復学、原級留置、資格喪失、退学、辞退、通学区分変更、氏名変更等を記入してください。
- ※ 氏名変更の場合は、「奨学金振込口座届」の添付が必要です。
- ※ 連帯保証人に関する届出事項の変更がある場合は、「連帯保証人変更届」の添付が必要です。
- ※ 辞退、資格喪失等で返還期限猶予を希望する場合は、別途手続きが必要となります。
- ※ ご記入いただいた情報は、奨学金以外の目的には利用されません。

異 動 届

平成**27**年 ×月 ×日

公益財団法人鹿児島県育英財団理事長 殿

下記により、私が貸与を受けている奨学金について
【 休止・復活・取消し・届出事項の変更・その他 (**振込保留) 】** して下さる
 ようお届けします。

↑ 該当する事項を ○ で囲む

記

奨学生番号	2500000	学 年	2 年	奨学生氏名	財団 太郎 財団
異 動 事 項	振込保留 ※ 退学や転学等異動が確定した場合は、「異動届」により届け出ること。				
異動年月日	平成 27 年 ○ 月 △ 日				
異動事項の 内容(理由)	進路変更による退学を予定している 通学区分変更を予定しているため 等				
	通学区分変更の場合 (○で囲む)	自宅・自宅外 (寮・下宿・その他 [])			
奨 学 生	住 所	〒 890-0075 鹿児島市鴨池新町10-1			
	電 話 番 号	099 - 222 - ××××	携 帯 電 話 番 号	090 - 1234 - ××××	
保 護 者	氏 名	財団 育郎 財団	続 柄	父	
	住 所	〒 890-0075 鹿児島市鴨池新町10-1			
	電 話 番 号	099 - 222 - ××××	携 帯 電 話 番 号	090 - 5678 - ××××	
転 学 の 場 合	転入先学校名				
	転入先学校住所	〒			
	転入後の貸与 継続希望の有無	有・無 ↑どちらかに○	希望有りの場合は、この「異動届(休止)」及び「転学奨学金継続願」を転出校へ提出し、転入校へ別途「異動届(復活)」を提出する。希望無しの場合は、この「異動届(取消し)」により辞退を届ける。		

上記のとおり異動がありましたので、報告します。

学 校 名 育英財団高校

学 校 長 名 育英 一郎

- ※ 異動事項は、休学、転学、復学、原級留置、資格喪失、退学、辞退、通学区分変更、氏名変更等を記入してください。
- ※ 氏名変更の場合は、「奨学金振込口座届」の添付が必要です。
- ※ 連帯保証人に関する届出事項の変更がある場合は、「連帯保証人変更届」の添付が必要です。
- ※ 辞退、資格喪失等で返還期限猶予を希望する場合は、別途手続きが必要となります。
- ※ ご記入いただいた情報は、奨学金以外の目的には利用されません。

異 動 届

平成**27**年 ×月 ×日

公益財団法人鹿児島県育英財団理事長 殿

下記により、私が貸与を受けている奨学金について
【 休止・復活・取消し・届出事項の変更 (その他) (振込保留解除) 】 して下さる
 ようお届けします。

↑ 該当する事項を ○ で囲む

記

奨学生番号	2500000	学 年	2 年	奨学生氏名	財団 太郎 財団
異 動 事 項	振込保留解除 ※ 振込保留の事由が解消した場合に提出する。				
異動年月日	平成 27 年 ○ 月 △ 日				
異動事項の 内容(理由)	進路変更による退学を予定していたが、今後も○○高校で勉学に励むため 等				
	通学区分変更の場合 (○で囲む)	自宅・自宅外 (寮・下宿・その他 [])			
奨 学 生	住 所	〒 890-0075 鹿児島市鴨池新町10-1			
	電 話 番 号	099 - 222 - ××××	携 帯 電 話 番 号	090 - 1234 - ××××	
保 護 者	氏 名	財団 育郎 財団	続 柄	父	
	住 所	〒 890-0075 鹿児島市鴨池新町10-1			
	電 話 番 号	099 - 222 - ××××	携 帯 電 話 番 号	090 - 5678 - ××××	
転 学 の 場 合	転入先学校名				
	転入先学校住所	〒			
	転入後の貸与 継続希望の有無	有・無 ↑どちらかに○	希望有りの場合は、この「異動届(休止)」及び「転学奨学金継続願」を転出校へ提出し、転入校へ別途「異動届(復活)」を提出する。希望無しの場合は、この「異動届(取消し)」により辞退を届ける。		

上記のとおり異動がありましたので、報告します。

学 校 名 育英財団高校

学 校 長 名 育英 一郎

- ※ 異動事項は、休学、転学、復学、原級留置、資格喪失、退学、辞退、通学区分変更、氏名変更等を記入してください。
- ※ 氏名変更の場合は、「奨学金振込口座届」の添付が必要です。
- ※ 連帯保証人に関する届出事項の変更がある場合は、「連帯保証人変更届」の添付が必要です。
- ※ 辞退、資格喪失等で返還期限猶予を希望する場合は、別途手続きが必要となります。
- ※ ご記入いただいた情報は、奨学金以外の目的には利用されません。

異 動 届

平成27年 ×月 ×日

公益財団法人鹿児島県育英財団理事長 殿

下記により、私が貸与を受けている奨学金について
【 休止・復活・取消し・届出事項の変更・その他 (振込保留) 】して下さる
 ようお届けします。

↑ 該当する事項を ○ で囲む

記

奨学生番号	2500000	学 年	2 年	奨学生氏名	財団 太郎 Ⓜ
異 動 事 項	振込保留				
異動年月日	平成 27 年 ○ 月 △ 日				
異動事項の 内容(理由)	退学を予定しているが、本人から異動届がまだ提出されていないため 等				
	通学区分変更の場合 (○で囲む)	自宅・自宅外 (寮 ・ 下宿 ・ その他 [])			
奨 学 生	住 所	〒 890-0075 鹿児島市鴨池新町10-1			
	電 話 番 号	099 - 222 - ××××	携 帯 電 話 番 号	090 - 1234 - ××××	
保 護 者	氏 名	財団 育郎 Ⓜ	続 柄	父	
	住 所	〒 890-0075 鹿児島市鴨池新町10-1			
	電 話 番 号	099 - 222 - ××××	携 帯 電 話 番 号	090 - 5678 - ××××	
転 学 の 場 合	転入先学校名				
	転入先学校住所	〒			
	転入後の貸与 継続希望の有無	有 ・ 無 ↑どちらかに○	希望有りの場合は、この「異動届(休止)」及び「転学奨学金継続願」を転出校へ提出し、転入校へ別途「異動届(復活)」を提出する。希望無しの場合は、この「異動届(取消し)」により辞退を届ける。		

上記のとおり異動がありましたので、報告します。

学 校 名 育英財団高校

学 校 長 名 育英 一郎

- ※ 異動事項は、休学、転学、復学、原級留置、資格喪失、退学、辞退、通学区分変更、氏名変更等を記入してください。
- ※ 氏名変更の場合は、「奨学金振込口座届」の添付が必要です。
- ※ 連帯保証人に関する届出事項の変更がある場合は、「連帯保証人変更届」の添付が必要です。
- ※ 辞退、資格喪失等で返還期限猶予を希望する場合は、別途手続きが必要となります。
- ※ ご記入いただいた情報は、奨学金以外の目的には利用されません。

転学奨学金継続願

公益財団法人鹿児島県育英財団理事長 殿

平成 27 年 ○月 △日

本人記入欄	奨学生番号	<u>2500000</u>
	奨学生氏名	<u>財団 太郎</u> (財団)
	転学後の奨学生住所	<u>鹿児島市鴨池新町10-1</u>
保護者記入欄	保護者氏名	<u>財団 育郎</u> (財団)

私は、転入先学校においても奨学金を必要としますので、引き続き貸与をお願いします。

	学 校 名	学科名	転出・転入年月日	学年	貸与月額
転出校	育英財団高校	普通 科	平成 27年 3月 31日	1	18,000円
転入校	公益財団高校	普通 科	平成 27年 4月 1日	2	30,000円

本人記入欄

継続を希望する理由及び転入先での学習等目標（具体的に記入してください。）

（具体的に記入）**転学後も学費の支弁が困難であるため、引き続き奨学金の貸与を希望します。**

転入先の高校では、卒業後の大学進学を目標に勉学に励みたいと思います。

転出校記入欄

転学により本校から転出したことを証明します。

平成 27年 3月 31日

[転出校]

学 校 名 育英財団高校

学校長名 育英 一郎 印

転入校記入欄

転学により本校に転入したことを証明します。【卒業予定年月日 平成 29年 3月 31日】
また、転入後も貴財団の奨学金を引き続き貸与することを適当と認めます。

平成 27年 4月 15日

[転入校]

学 校 名 公益財団高校

学校長名 公益 次郎 印

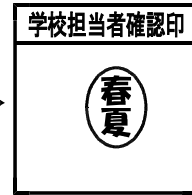
※ 転学については、転出時に奨学金を「休止」し、継続して奨学金貸与を希望する場合は、転入後「復活」の手続をとる必要があります。別途「異動届」を提出してください。

※ 転学奨学金継続願の提出順は、転出校→転入校→財団です。

※ ご記入いただいた情報は、奨学金以外の目的には利用されません。

[参考] 貸与月額：公立自宅通学 18,000円 公立自宅外通学 23,000円
私立自宅通学 30,000円 私立自宅外通学 35,000円

別紙様式1



間違いがないことを確認の上、押印をお願いします。 →

奨学金振込口座届

銀行印でなくても可

10年以上使用していない口座へは、送金できませんので留意してください。

奨学生 氏名	財団 太郎		※1 奨学生番号 (記入しない)						
フリガナ	カゴシマ		イクエイ						
振込先	鹿児島 銀行		育 英		※2 銀行コード		170 176 0 1 8 5		
	※鹿児島銀行の普通預金口座のみ		出 張 所						
預金種類	普通		※3 口座番号		1 2 3 4 5 6 7				
フリガナ 口座名義人 ※4	184 199	サイタン タロウ		198 228					

通帳の表示どおり、全て大文字で記入

- ※1, 2 記入しないでください。
- ※3 右詰で記入してください。
- ※4 **必ず、本人名義の口座を記入してください。**

6桁の場合、最初に0を記入

口座番号及び口座名義(カナ)が確認できる預金通帳の口座番号等記載ページ(写し)を添付すること。

※必ず、普通預金口座であること。貯蓄預金口座には送金できませんのでご注意ください。

通帳写し貼付欄

店番	科目	口座番号	税区分	通帳①残高額
〇〇〇	普通預金	1234567	分離課税	円

おなまえ
ガイトン タロウ 様

再発行回数
0

見 本

印紙税申告書
付につき郵便局
税務署承認済
株式会社 鹿児島銀行

株式会社 鹿児島銀行
 〇〇支店
 電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇

連帯保証人変更届

平成 **27**年 △月 ○日

公益財団法人鹿児島県育英財団理事長 殿

下記のとおり(第一連帯保証人・第二連帯保証人)を変更しましたので、お届けします。
※どちらかを○で囲んでください。

奨学生番号	2500000			
本人	現住所	〒 890-0075 鹿児島市鴨池新町10-1		
	電話番号	(099) 222 - ××××	携帯電話 (090) 1234 - ××××	
	氏名	財団 太郎 (財団)		
新連帯保証人	本籍	鹿児島市鴨池新町10-1	筆頭者 財団 美子	
	現住所	〒890-0075 鹿児島市鴨池新町10-1		
	電話番号	(099) 222 - ××××	携帯電話 (090) 4321 - ××××	
	フリガナ	サイタン ヨシコ		
	氏名	財団 美子 (財団)		
	生年月日	大正 (昭) 平成 46年 10月 1日	本人との続柄	母
	勤務先名	〇〇商事株式会社	職業	会社員
人	勤務先住所	〒890-0000 鹿児島市鴨池新町0000-0		
	電話番号	(099) 286 - △△△△		

旧連帯保証人氏名 **財団 育郎**

変更の事由 **旧第一連帯保証人死亡のため**

※ 第一連帯保証人を変更する場合は、新連帯保証人の実印を押印のうえ、その印鑑登録証明書を送付すること。(貸与中に変更をする場合は、印鑑登録証明書の添付は必要ありません。)

※ ご記入いただいた情報は、奨学金以外の目的には利用されません。

異 動 届

平成 年 月 日

公益財団法人鹿児島県育英財団理事長 殿

下記により、私が貸与を受けている奨学金について
【 休止・復活・取消し・届出事項の変更・その他 () 】 して下さる
 ようお届けします。

↑ 該当する事項を ○ で囲む

記

奨学生番号		学 年	年	奨学生氏名	⑨
異 動 事 項					
異動年月日	平成 年 月 日				
異動事項の 内容(理由)	通学区分変更の場合 (○で囲む) 自宅・自宅外 (寮・下宿・その他 [])				
奨 学 生	住 所	〒			
	電 話 番 号	— —	携 帯 電 話 番 号	— —	
保 護 者	氏 名	⑨			続 柄
	住 所	〒			
	電 話 番 号	— —	携 帯 電 話 番 号	— —	
転 学 の 場 合	転入先学校名				
	転入先学校住所	〒			
	転入後の貸与 継続希望の有無	有・無 ↑どちらかに○	希望有りの場合は、この「異動届(休止)」及び「転学奨学金継続願」を転出校へ提出し、転入校へ別途「異動届(復活)」を提出する。希望無しの場合は、この「異動届(取消し)」により辞退を届ける。		

上記のとおり異動がありましたので、報告します。

学 校 名 _____

学 校 長 名 _____ ⑨

- ※ 異動事項は、休学、転学、復学、原級留置、資格喪失、退学、辞退、通学区分変更、氏名変更等を記入してください。
- ※ 氏名変更の場合は、「奨学金振込口座届」の添付が必要です。
- ※ 連帯保証人に関する届出事項の変更がある場合は、「連帯保証人変更届」の添付が必要です。
- ※ 辞退、資格喪失等で返還期限猶予を希望する場合は、別途手続きが必要となります。
- ※ ご記入いただいた情報は、奨学金以外の目的には利用されません。

転学奨学金継続願

公益財団法人鹿児島県育英財団理事長 殿

平成 年 月 日

奨学生番号 _____

奨学生氏名 _____ (印)

転学後の
奨学生住所 _____

保護者氏名 _____ (印)

私は、転入先学校においても奨学金を必要としますので、引き続き貸与をお願いします。

	学 校 名	学科名	転出・転入年月日	学年	貸与月額
転出校		科	平成 年 月 日		円
転入校		科	平成 年 月 日		円

継続を希望する理由及び転入先での学習等目標（具体的に記入してください。）

転学により本校から転出したことを証明します。

平成 年 月 日

〔転出校〕

学 校 名 _____

学校長名 _____ (印)

転学により本校に転入したことを証明します。【卒業予定年月日 平成 年 月 日】
また、転入後も貴財団の奨学金を引き続き貸与することを適当と認めます。

平成 年 月 日

〔転入校〕

学 校 名 _____

学校長名 _____ (印)

※ 転学については、転出時に奨学金を「休止」し、継続して奨学金貸与を希望する場合は、転入後「復活」の手続をとる必要があります。別途「異動届」を提出してください。

※ 転学奨学金継続願の提出順は、転出校→転入校→財団です。

※ ご記入いただいた情報は、奨学金以外の目的には利用されません。

〔参考〕 貸与月額：公立自宅通学 18,000 円 公立自宅外通学 23,000 円
私立自宅通学 30,000 円 私立自宅外通学 35,000 円

学校担当者確認印
印

奨学金振込口座届

10年以上使用していない口座へは、送金できませんので留意してください。

奨学生 氏名	印	※1 奨学生番号 (記入しない)					
フリカゝナ	カゴシマ						
振込先	鹿児島 銀行			支店 出張所			
	※鹿児島銀行普通預金口座のみ			※2 銀行コード	0	1	8
預金種類	普通			※3 口座番号			
フリカゝナ 口座名義人 ※4							

- ※1, 2 記入しないでください。
- ※3 **右詰**で記入してください。
- ※4 **必ず、本人名義の口座**を記入してください。

口座番号及び口座名義(カナ)が確認できる預金通帳の口座番号等記載ページ(写し)を添付すること。

※必ず、普通預金口座であること。貯蓄預金口座には送金できませんのでご注意ください。

通帳写し貼付欄

店番
科目
口座番号
税区分
通帳①残高額

〇〇〇
普通預金
1234567
分離課税
円

おなまえ
サイン 知ウ 様

再発行回数
0

見 本

印紙税申告書
付に引き起見
事務書承認済

株式会社 鹿児島銀行

株式会社 鹿児島銀行 (鹿児島銀行 銀行コード0185)

口座開設店 〇〇支店

電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇

印

連帯保証人変更届

平成 年 月 日

公益財団法人鹿児島県育英財団理事長 殿

下記のとおり（第一連帯保証人・第二連帯保証人）を変更しましたので、お届けします。
※どちらかを○で囲んでください。

奨学生番号					
本人	現住所	〒			
	電話番号	() -	携帯電話	() -	
	氏名	印			
新連帯保証人	本籍	筆頭者			
	現住所	〒			
	電話番号	() -	携帯電話	() -	
	フリガナ				
	氏名	印			
	生年月日	大正・昭和・平成	年	月	日
	勤務先名			職業	
	勤務先住所	〒			
電話番号	() -				

旧連帯保証人氏名

変更の事由

※ 第一連帯保証人を変更する場合は、新連帯保証人の実印を押印のうえ、その印鑑登録証明書を添付すること。（貸与中に変更をする場合は、印鑑登録証明書の添付は必要ありません。）

※ ご記入いただいた情報は、奨学金以外の目的には利用されません。

公益財団法人鹿児島県育英財団奨学金貸与規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人鹿児島県育英財団が貸与する学資金（以下「奨学金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(奨学金の種類)

第2条 奨学金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 高等学校奨学金
- (2) 高等学校再編整備特別奨学金
- (3) 短期大学奨学金
- (4) 大学奨学金
- (5) 産業教育振興奨学金
- (6) 交通遺児等奨学金

(奨学金を受けることができる者の資格)

第3条 奨学金を受けることのできる者は、鹿児島県内に生活の本拠を有する者の子等で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校奨学生

ア 経済的理由によって高等学校、高等専門学校、専修学校（高等課程に限る。）及び特別支援学校の高等部（以下「高等学校等」という。）における修学が困難な者で、次の(ア)から(ウ)までのいずれにも該当するもの

- (ア) 勉学に意欲があること。
- (イ) 学費の支弁が困難であること。
- (ウ) 学力が優れていること。

イ 経済的理由によって高等学校及び高等専門学校における修学が困難である者で、前号(ア)に該当し、かつ、学費の支弁が著しく困難であるもの

- (2) 高等学校再編整備特別奨学生

別表右欄に掲げる区域内の中学校から左欄に掲げる高等学校に進学した者のうち、自宅から当該高等学校に通学することが困難なため、当該高等学校への進学に伴って保護者（親権者又は後見人をいう。以下同じ。）と別居し、かつ、経済的理由によって高等学校における修学が困難である者

- (3) 短期大学奨学生

学力及び人物が特に優れているにもかかわらず、経済的理由によって短期大学又は専修学校（専門課程に限る。）における修学が困難である者

- (4) 大学奨学生

学力及び人物が特に優れているにもかかわらず、経済的理由によって大学（短期大学を除く。）における修学が困難である者

- (5) 産業教育振興奨学生

高等学校の専門に関する学科に在籍した者で、学力及び人物が特に優れているにもかかわらず、経済的理由によって専門的技術等の伸長を図る大学（短期大学を除く。）における修学が困難である者

(6) 交通遺児等奨学生

保護者等が道路等における交通事故で死亡，負傷のため著しい後遺障害があつて働けなくなった家庭の子弟で，高等学校等及び大学（専修学校（専門課程に限る。）を含む。）に在学し，経済的理由によって修学が困難である者

（貸与の期間及び金額）

第4条 奨学金を貸与する期間は，貸与を決定した月から貸与を受けている者が在学する学校の正規の修学期間を終了する月までとする。

2 前項の期間中貸与する奨学金の額は，奨学生の在学する学校等について，次の表の左欄に掲げる区分に応じて同表右欄に掲げる額とする。

区		分	貸与月額
高等学校奨学生	国公立	自宅通学	18,000円
		自宅外通学	23,000円
	私立	自宅通学	30,000円
		自宅外通学	35,000円
高等学校再編整備特別奨学生	公立	自宅外通学	23,000円
短期大学奨学生	国公立	自宅通学	45,000円
		自宅外通学	51,000円
	私立	自宅通学	53,000円
		自宅外通学	60,000円
大学奨学生	国公立	自宅通学	45,000円
		自宅外通学	51,000円
	私立	自宅通学	54,000円
		自宅外通学	64,000円
産業教育振興奨学生	国公立	自宅通学	45,000円
		自宅外通学	51,000円
	私立	自宅通学	54,000円
		自宅外通学	64,000円
交通遺児等奨学生	高等学校等	国公立	24,000円
		私立	36,000円
	大学	国公立	51,000円
		私立	64,000円

3 前項の表に掲げる「自宅外通学」の適用を受ける者の範囲については別に理事長が定める。

4 第2項の奨学金は，無利息とする。

第2章 奨学生の採用と奨学金の交付

（申請の手続）

第5条 奨学金の貸与を受けようとする者は，奨学金貸与申請書に，次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

- (1) 奨学生推薦書
- (2) 所得額証明書
- (3) 誓約書〔入学希望者で入学後貸与を受けようとする者を除く。〕

2 申請にあたっては，次の表の左欄に掲げる者にあつては，右欄の機関を経由しなければならない。

左 欄	右 欄
高等学校等の入学希望者で入学後貸与を受けようとする者	在学校又は最終卒業校を管轄する市町村教育委員会の教育長
短期大学（専修学校（専門課程に限る。）を含む。）の入学希望者で入学後貸与を受けようとする者	高等学校長
大学（短期大学を除く。）の入学希望者で入学後貸与を受けようとする者	高等学校長
高等学校等に在学中の者で貸与を受けようとする者	在学する学校の長
県内の大学（専修学校（専門課程に限る。）を含む。次条において同じ。）に在学中の者で交通遺児等奨学金の貸与を受けようとする者	在学する学校の長

（貸与予約者）

第6条 公益財団法人鹿児島県育英財団理事長（以下「理事長」という。）は、前条の申請書を提出した者（高等学校等及び県内の大学に在学中の者で貸与を受けようとする者を除く。）の中から専門委員をもって組織する委員会（以下「選考委員会」という。）に諮って、貸与予約者を決定し、入学前にそれぞれの機関を經由して本人に通知する。

2 選考委員会の組織等については、公益財団法人鹿児島県育英財団奨学生選考委員会規程の定めるところによる。

（奨学生の採用）

第7条 奨学金を受ける者（以下「奨学生」という。）の採用は、選考委員会に諮って、理事長が決定する。ただし、前条に規定する貸与予約者を奨学生として採用する場合は、在学証明書等進学を証明する書類及び誓約書の提出を待って、これを決定する。

2 奨学生の採用を決定したときは、在学する学校の長を経て、本人に通知する。

（奨学金の交付）

第8条 奨学金は、財団が指定する銀行に設けた奨学生名義の預金口座に振込む方法により交付する。ただし、特に必要があると認めるときは、在学する学校の長を経て本人に交付することができる。

2 交付する時期については、別途定める。

（在学証明書等の提出）

第9条 奨学生は、毎学年度在学する学校長を経て在学証明書等を理事長に提出しなければならない。

（貸与の休止、取消し又は復活）

第10条 奨学生が、次の各号の一に該当すると認められるときは、在学する学校の長の意見を徴して、奨学金の貸与を休止する。

(1) 休学したとき。

(2) 転学（転入、転出。以下同じ）、課程変更（同一学校の他の課程相当学年の課程に異動することをいう。以下同じ。）したとき。

- (3) 3か月以上欠席し若しくは欠席するとき。(病気その他やむを得ない事由により欠席し、当該欠席によっても卒業期に影響する恐れがなく、学校の長が成業の見込があると認め、かつ私立高校等の場合は授業料を納付している場合を除く。)
 - (4) 留年又は留学したとき。なお、特別な事情があると理事長が認めたときは、この限りではない。
 - (5) 通学環境が変わったとき。
 - (6) 休止の申し出があったとき。
 - (7) 奨学生として適当でない事実が判明したとき。
- 2 奨学金の休止期間は、その事実の発生又は判明した日の翌月（月の初日から事実の発生したものはその月）から、終了したと確認できた日の属する月までとする。
 - 3 奨学金の貸与を休止された者が、その事由に該当しなくなった場合において、異動届により、在学する学校の長を経て理事長に願い出たときは、奨学金の貸与を復活することができる。
 - 4 奨学生は転学又は課程変更し、引き続き奨学金の貸与を受けようとする場合、転学又は課程変更後に転学奨学金継続願を転出する学校の長及び転入した学校の長を経て理事長に届け出ることにより、継続して奨学金の貸与を受けることができる。
 - 5 奨学生が、次の各号の一に該当すると認められるときは、在学する学校の長の意見を徴して、奨学金の貸与を取消す。
 - (1) 第3条の各号のいずれかに該当しなくなったとき。
 - (2) 退学したとき。
 - (3) 学業成績又は性行が不良となったとき。
 - (4) 卒業の見込みがないとき。
 - (5) 奨学金の貸与を辞退したとき。
 - (6) その他奨学生として適当でない事実のあったとき。

(異動事項の届出)

第11条 奨学生は、次の各号の一に該当するときは、そのつど異動届により、在学する学校の長を経て、すみやかに理事長に届け出なければならない。ただし、本人が病気その他やむを得ない理由により届け出ることができないときは、第一・第二連帯保証人が届け出なければならない。

- (1) 奨学金の貸与を辞退しようとするとき。
 - (2) 休学、転学、課程変更又は退学したとき。
 - (3) 3か月以上欠席し若しくは欠席するとき。
 - (4) 奨学金の借り入れを休止するとき。
 - (5) 停学、その他の処分を受けたとき。
 - (6) 第10条第3項により、奨学金の貸与を復活するとき。
 - (7) 第一・第二連帯保証人の変更及び本人、第一・第二連帯保証人の氏名住所その他重要な事項について異動があったとき。
- 2 前項の場合において、やむを得ない事情により、本人、第一・第二連帯保証人ともに届け出ることができないときは、在学する学校の長等が代わって届け出を行うことができるものとする。

(借用証書)

第12条 奨学生は、次の各号の一に該当する場合、在学中貸与を受けた奨学金の全額について、第一・第二連帯保証人及び本人が未成年の場合は保護者と連署の上、借用証書を在学

する学校の長を経て、理事長に提出しなければならない。

- (1) 卒業又は奨学金貸与期間が満了したとき。
- (2) 退学したとき。
- (3) 奨学金の貸与が取消されたとき。
- (4) 奨学金を辞退したとき。

第3章 奨学金の返還及び返還猶予

(奨学金の返還)

第13条 奨学金の貸与を受けた者は、卒業した日又は奨学金の貸与を辞退若しくは取消しされた日から6月を経過した後、貸与を受けた奨学金を原則月賦で返還しなければならない。なお、理事長が特に認めた場合は、半年賦での返還を認める。ただし、その全額又は一部を繰り上げて返還することができる。

2 前項本文に規定する月賦及び半年賦の額は、次の表の左欄に掲げる区分に応じて同表中欄及び右欄に掲げる額とする。

貸与を受けた奨学金の総額		月 賦 の 額	半 年 賦 の 額
100,000円以下		1,700円	10,000円
100,000円を超え	200,000円以下	2,500円	15,000円
200,000円を超え	300,000円以下	3,400円	20,000円
300,000円を超え	500,000円以下	4,200円	25,000円
500,000円を超え	700,000円以下	5,000円	30,000円
700,000円を超え	800,000円以下	5,900円	35,000円
800,000円を超え	1,000,000円以下	6,700円	40,000円
1,000,000円を超え	1,200,000円以下	7,500円	45,000円
1,200,000円を超え	1,400,000円以下	8,400円	50,000円
1,400,000円を超え	1,600,000円以下	9,200円	55,000円
1,600,000円を超え	2,000,000円以下	10,000円	60,000円
2,000,000円を超え	2,600,000円以下	10,900円	65,000円
2,600,000円を超えるもの		貸与額の240分の1	総額の40分の1

3 第1項本文の規定により奨学金を返還しようとするときは、月賦の場合は、毎月25日（その日が金融機関の休業日の場合は、当該休業日後の最初の営業日）に本人が指定する預貯金口座振替の方法によるものとし、半年賦の場合は、理事長の発行する返還通知書により、毎年6月30日及び12月31日までに、理事長が指定する預貯金口座に納入するものとする。

ただし、特別な事情があるときは、直接理事長が指定する預貯金口座へ送金すること又は理事長が指定するコンビニエンスストアから納入することができる。

4 口座振替又はコンビニエンスストアによる納付の振込事務手数料は、本人負担とする。

5 奨学金の貸与を受けた者又はその連帯保証人（以下「借用人等」という。）が奨学金の返還を延滞したときは、催告をもって第1項の期限の利益を喪失させ、直ちに返還未済額の全額を請求することができる。

6 前項において、借用人等が住所変更の届け出を怠る、又は理事長からの催告を受領しないなど、借用人等の責めに帰すべき事由により、理事長の催告が延着し、又は到達しな

った場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなし、期限の利益が失われたものとする。

(借用人等の異動届出)

第14条 奨学金の貸与を受けた者が次の各号の一に該当するときは、直ちにその旨を理事長に届けなければならない。ただし、奨学金の貸与を受けた者が届け出ることができないときは、連帯保証人が届け出なければならない。

- (1) 氏名、勤務先、住所その他借用証書等記載の事項に変更があったとき。
- (2) 連帯保証人を変更するとき、又はこれらの氏名、勤務先、住所その他借用証書等記載の事項に変更があったとき。

(返還期限の猶予)

第15条 前条に規定する奨学金の返還の債務（履行期の到来していないものに限る。次条において同じ。）の履行を猶予することができる場合は、次のとおりとする。ただし、特別な事情があると理事長が認めた場合は、この限りではない。

- (1) 他の学校等へ入学したときから、退学又は卒業後6か月までの期間
- (2) 理事長がやむを得ない事情があると認めた場合1年以内。ただし、その事情が継続している場合は、更に相当の期間

2 前項による奨学金の返還の債務の履行の猶予を受けようとする者は、奨学金返還期限猶予申請書に猶予の理由を証する資料を添えて理事長に提出しなければならない。

(返還の免除)

第16条 奨学金の貸与を受けた者が、次の各号の一に該当するときは、その奨学金の返還未済額の全部又は一部の返還を免除することができる。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 精神又は身体の障害により労働能力を喪失したとき。
- (3) 精神又は身体の障害により労働能力に高度の制限を有することとなったとき。

2 前項に規定する免除を受けようとする者（本人死亡の場合は、その第一・第二連帯保証人）は、奨学金返還免除願を理事長に提出しなければならない。

(延滞利息)

第17条 奨学金の貸与を受けた者は、正当な理由がなく、奨学金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき額に返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、年5.0パーセントの割合を乗じて試算した金額に相当する延滞利息を支払わなければならない。

(学校の協力)

第18条 理事長は、奨学生の在学する、又は在学した学校の長に奨学金に関する業務の協力を求めることができる。

(実施細目)

第19条 この規程の実施について必要な事項及び様式については、理事長が別に定める。

附 則

1 この規程は、昭和43年5月2日から施行する。

(中 略)

附 則

- 1 この規程は，平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の公益財団法人鹿児島県育英財団貸与規程第2条第1号，第3条第1号及び第4条第2項の規定は，平成26年4月1日以降の奨学生として採用された者について適用し，平成26年3月31日以前に奨学生として採用された者については，なお従前の例による。
- 3 改正後の公益財団法人鹿児島県育英財団貸与規程第14条第3項の規定は，平成26年4月1日以降に奨学金の返還を開始しようとする者について適用し，平成26年3月31日以前に奨学金の返還を開始している者については，なお従前の例により返還することができる。
- 4 改正後の公益財団法人鹿児島県育英財団貸与規程第17条の規定は，平成26年4月1日以降に奨学金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときについて適用し，平成26年3月31日以前に奨学金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときについては，なお従前の例による。

附 則

この規程は，平成27年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

左 欄	右 欄
鹿児島県立川薩清修館高等学校 鹿児島県立薩摩中央高等学校 鹿児島県立鶴翔高等学校	薩摩川内市（里中，上甕中，海陽中，海星中及び鹿島中を除く。）さつま町，出水市，阿久根市及び長島町（獅子島中を除く。）の区域内にある中学校
鹿児島県立霧島高等学校	伊佐市，霧島市，始良市及び湧水町の区域内にある中学校並びに吉田北中，吉田南中，祁答院中，薩摩中及び輝北中
鹿児島県立曾於高等学校	曾於市，志布志市，鹿屋市，垂水市，大崎町，東串良町，錦江町，南大隅町，肝付町の区域内にある中学校
鹿児島県立種子島高等学校 鹿児島県立種子島中央高等学校	西之表市，中種子町，南種子町及び屋久島町の区域内にある中学校（金岳中を除く。）
鹿児島県立德之島高等学校	奄美市，大和村，宇検村，瀬戸内町，龍郷町，喜界町，徳之島町，天城町，伊仙町，和泊町，知名町及び与論町の区域内にある中学校（与路中及び池地中を除く。）

奨学生採用通知貼付欄

この欄に奨学生採用通知を必ず
貼付すること。

※ 提出内容がわかるように、誓約書に記入した内容を必ず転記してください。

誓 約 書

このたび、貴財団奨学生として奨学金の貸与を受けるに当たり次のことを誓約します。

- 1 今後、健康に留意し、学業に励むとともに、貴財団の貸与規程を守り、奨学生としての責務を果たします。
- 2 奨学金貸与終了後は、貴財団の規程に従い、奨学金の返還の義務を誠実に履行します。

公益財団法人鹿児島県育英財団理事長 殿

平成 年 月 日

奨	種別	1 国公立 2 私立	学校名		学校コード						
	学部（群）					学科（類）		学年			
学	フリガナ				性 別	1 男 2 女	生 年 月 日	元 号	年	月	日
	氏 名	Ⓢ						3 昭和 4 平成			
	現 住 所					住 所 コ ー ド					
	学寮・アパート名称・部屋番号等（ ）										
生	電話番号	— —		通学区分		1 自宅通学 2 自宅外通学					
	携帯電話	— —									
	奨 学 金 種 類	01 高等学校奨学金		42 高校再編整備特別奨学金							
		99 交通遺児等（高等学校等）奨学金									
貸与開始から卒業までの正規の修学期間				元 号	年	月	日	年	月	日	
				平成	2 7	0 4	0 1	～	0 3	3 1	
第 一 連 帯 保 証 人	フリガナ				性 別	1 男 2 女	生 年 月 日	年	月	日	
	氏 名	Ⓢ					(昭和・平成)				
	現 住 所					アパート名称・部屋番号（ ）					
		電話番号	— —		奨学生との関係						
	携帯電話	— —									
第 二 連 帯 保 証 人	フリガナ				性 別	1 男 2 女	生 年 月 日	年	月	日	
	氏 名	Ⓢ					(昭和・平成)				
	現 住 所					アパート名称・部屋番号（ ）					
		電話番号	— —		奨学生との関係						
	携帯電話	— —									

- 1 署名は必ず各自で行い、それぞれ異なる印鑑を押印してください。
- 2 第一連帯保証人は保護者（親権者）とし、自己破産者（免責になった者も含む）は不可。
第二連帯保証人は、第一連帯保証人とは別生計の者とし、自己破産者や未成年者等の保証能力のない者は不可。

※ ご記入いただいた情報は、奨学金以外の目的には利用されません。

貸与が終了し、借用証書を提出するときの資料となりますから、毎月分を必ず記入してください。

奨学金受領記録

	年度	年度	年度	年度	年度	年度	
貸与月額	円	円	円	円	円	円	
月	受領月日	受領月日	受領月日	受領月日	受領月日	受領月日	
4	/	/	/	/	/	/	
5	/	/	/	/	/	/	
6	/	/	/	/	/	/	
7	/	/	/	/	/	/	
8	/	/	/	/	/	/	
9	/	/	/	/	/	/	
10	/	/	/	/	/	/	
11	/	/	/	/	/	/	
12	/	/	/	/	/	/	
1	/	/	/	/	/	/	
2	/	/	/	/	/	/	
3	/	/	/	/	/	/	
合計	円	円	円	円	円	円	
備 考			借用総額				円
			借用証書 平成 年 月 日 提出				

【問合せ先】

〒890-8577

鹿児島市鴨池新町10番1号(鹿児島県教育庁内)

公益財団法人鹿児島県育英財団

電話 099-286-5244(直通)

FAX 099-286-5229

ホームページURL: <http://www.kagoshima-ikuei.jp>

鹿児島県育英財団

検索